

(別記様式1)

# 特定間伐等促進計画

青森県蓬田村

令和3年6月

## 1 特定間伐等促進計画の目標

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定により定められた県の基本方針によると、令和3年度から令和12年度までの10年間の特定間伐等の実施の促進の目標として、74, 200ha（年平均7, 420ha）の間伐の実施を掲げている。

県の基本方針や本村の間伐の実施状況を勘案して、令和3年度から令和12年度までの10カ年間で270ha（年平均27ha）の間伐を行うことを、本蓬田村特定間伐等促進計画の目標とする。

また、主伐後の確実な再造林も含めた造林の実施を促進する。

## 2 特定間伐等促進計画の区域

県の基本方針に定められた、特定間伐等の実施を促進するための措置を講すべき区域の基準に従い、本村の特定間伐等促進計画の区域の範囲を別図のとおりとする。

注1) 国土地理院1/25000地形図相当又は1/5000森林基本図の図面に図示する（市町村管内図等の使用も可）。

注2) 特定間伐等促進計画の区域としては、特定間伐等の事業を実施する区域だけではなく、基本方針において示された考え方即して、特定間伐等を実施することが適当と認められる区域を幅広く設定することとし、地形図等を用いて当該区域の概略を示す。この際、人工林を厳密に拾う必要はなく、介在的な天然林を含め、間伐及び造林が必要な範囲を面的に区域を設定する。

### 3 特定間伐等の実施計画

( 1 ) 間伐

※枚数が多くなる場合は、別紙としても可。以下の(2)～(6)も同じ。

※美しい森林づくり基盤整備交付金の希望がある場合は、交付金希望欄に○を記載する。以下の(2)～(5)も同じ。

※間伐と一体的に実施する他の作業種については、備考欄に記載する。

## (2) 造林

対 図 番 号	事業実施主体	事業 実施 年度 (令和)	所在場所			造林の内容							林小班・ 施業番号	交付 金 希 望	備考	
						造林 面積 (ha)	うち人工造林				うち天然更新					
			市町村	大字・字	地番		植栽 面積 (ha)	植栽 時期	植栽 樹種	植栽 本数	更新 面積 (ha)	更新 時期	更新 樹種			
1	(木戸 羣治)	(R3~6)	(蓬田村)	(瀬辺地山田)	(185)	(0.04)	(0.04)		(スギ)	(90)				(84 は 4)		下刈 植栽年度H27
1	(木戸 羣治)	(R3~6)	(蓬田村)	(瀬辺地山田)	(185)	(0.78)	(0.78)		(スギ)	(1,710)				(84 は 6)		下刈 植栽年度H27
2	(木戸 豊子)	(R3~10)	(蓬田村)	(瀬辺地山田)	(197-1)	(0.46)	(0.46)		(スギ)	(690)				(84 い 4)		下刈 植栽年度R1
2	(越田 雄大)	(R3~10)	(蓬田村)	(瀬辺地山田)	(149)	(0.05)	(0.05)		(スギ)	(100)				(84 い 40)		下刈 植栽年度R1
2	(越田 雄大)	(R3~10)	(蓬田村)	(瀬辺地山田)	(149)	(0.24)	(0.24)		(スギ)	(490)				(84 い 41)		下刈 植栽年度R1
2	(越田 雄大)	(R3~10)	(蓬田村)	(瀬辺地山田)	(149)	(0.07)	(0.07)		(スギ)	(145)				(84 い 42)		下刈 植栽年度R1
3	(蓬田村森林育成事業推進組合連合会(田中守))	(R3~10)	(蓬田村)	(瀬辺地田舎)	(332-1)	(0.09)	(0.09)		(スギ)	(170)				(82 は 15-1)		下刈 植栽年度R1
3	(蓬田村森林育成事業推進組合連合会(田中守))	(R3~10)	(蓬田村)	(瀬辺地田舎)	(332-1)	(0.07)	(0.07)		(スギ)	(130)				(82 は 15-2)		下刈 植栽年度R1

※人工播種による人工造林の場合は、人工播種による面積、時期、樹種、本数を備考欄に記載する。

※天然更新による造林において、天然更新補助作業がある場合は、補助作業の内容を備考欄に記載する。

※造林後に実施する下刈りについては、下刈りの面積を備考欄に記載する。また、既に植栽済みの箇所において下刈りを実施する場合は、事業実施年度、所在場所、造林の内容（植栽時期を除く。）及び対図番号又は林小班名の欄に当該植栽に係る該当事項を括弧書きで記載する。

(3) その他間伐及び造林に関する事項

番号	事業実施主体	事業 実施 年度 (令和)	所在場所		内 容	交付 金 希 望	備 考
			市町村	大字・字			

※普及活動等ソフト的取組に関する事項を記載する。

#### (4) 作業路網

(5) その他施設

対 図 番 号	事業実施主体	事業 実施 年度 (令和)	所在場所			施設名	数量	林小班・ 施業番号	交付 金希 望	備 考
			市町村	大字・字	地番					

※土場、植栽時に設置するシカ防止ネット等の施設の設置等を記載する。

(6) 事業実施箇所

(国土地理院 1/25000地形図相当又は1/5000森林計画図の図面に図示する（市町村管内図等の使用も可）。)  
 ・特定間伐等促進計画の区域を図示した上で事業実施箇所を図示  
 ・対図番号（団地番号、林小班番号等）を表示

#### 4 森林経営計画等に基づく森林施業、森林施業の共同化等の推進

- (1) 森林経営計画の作成及びこれに基づく間伐等の森林施業の推進並びに提案型施業の実施の推進に関すること。  
村、森林組合、森林所有者等が一体となった計画的で且つ効率的な森林施業の実施に努める。
- (2) 施業の集約化に必要な森林情報の収集、境界の確認、森林所有者等の合意形成等の活動の推進に関すること。  
地域にリーダーを配置して間伐をはじめとする森林施業の実施に関する話し合いを行い、地域単位での森林施業の推進に努める。

#### 5 路網の整備の推進、間伐等の効率化・低コスト化の推進

- (1) 路網の整備の推進に関すること。  
既設の林道、作業路との調整を図りながら、適正な路網配置を計画し、林内路網密度の向上を目指す。
- (2) 高性能林業機械等を活用した低コストで高効率な作業システムの整備、普及及び定着に関すること。  
林内路網の状況や地形等に適応した高性能林業機械を導入し、低コストで効率的な作業システムの整備に努める。

#### 6 間伐材の利用の推進

- (1) 間伐材の供給及び利用に携わる関係者間の合意形成の構築の推進に関すること。  
林業事業体等と間伐材の供給量について情報を共有し、年間の間伐材の供給及び利用について調整を行うなど、関係者間の合意形成の構築に努める。
- (2) 長期的な木材需給に係る協定の締結等による間伐材の安定供給体制の構築の推進に関すること。  
県内各市町村、林業事業体等と連携を図り、間伐材の安定供給について情報を共有する。また、村民等へ地域産材の積極的な使用を働きかけ長期的な木材需要の拡大に努める。

#### 7 人材の育成・確保等

- (1) 間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者等及び林業事業体の育成確保に関すること。  
森林施業や森林の経営の受委託等を推進することで、受委託を担う森林組合や素材生産事業者等の経営基盤の強化を図ると共に、林業労働者の主たる就労の場である森林組合等の就労条件の改善に努める。
- (2) 林業事業体に対する経営手法・技術の普及指導等に関すること。  
林業従事者に対する技術研修会、林業講習会等を開催して林業技術の向上と、各種資格を取得するための条件整備を行ない人材育成を図る。